

## 1. 自動車関係諸税

### 軽油引取税等の当分の間税率の廃止

- 軽油引取税の当分の間税率を令和8年4月1日に廃止
- 当分の間税率の廃止に係る安定財源確保（約5,000億円）が完成するまでの間、地方の財政運営に支障が生じないように、地方財政措置において適切に対応  
※ 令和8年度地方特例交付金 軽油引取税：4,297億円 地方揮発油譲与税：296億円

### 環境性能割の廃止

- 米国関税措置の影響を緩和し、国内自動車市場の活性化を図るとともに、自動車ユーザーの取得時における負担を軽減、簡素化するため、環境性能割を令和8年4月1日に廃止
- 地方税の減収分については、安定財源を確保するための具体的な方策を検討し、それまでの間、国の責任で手当 ※令和8年度地方特例交付金：1,892億円

## 2. 個人住民税

### 個人住民税の控除等

- 給与所得控除の最低保障額を74万円（現行:65万円）に引き上げる。  
※ 1 令和9年度分の個人住民税から適用（引上げ額9万円のうち、5万円は2年間の時限措置）  
※ 2 所得割に係る所得計算は所得税の計算の例によるとされているため、地方税法の改正は不要。
- ひとり親控除の控除額を33万円（現行:30万円）に引き上げる。  
※ 令和10年度分の個人住民税から適用

#### <非課税ライン(単身者の場合)>

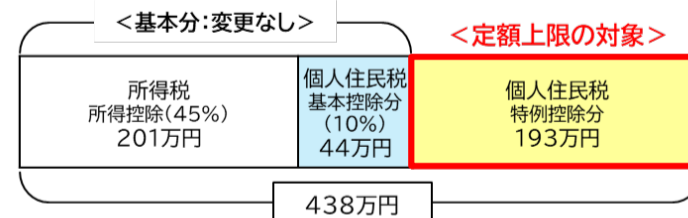
	改正前	改正後
基本額等	45万円（変更なし）	45万円
給与所得控除	65万円	<b>74万円</b>
計	110万円	<b>119万円</b>

※ 地方税独自の非課税限度額が適用

### ふるさと納税制度の見直し

- 特例控除額について、193万円（給与収入1億円相当）（※1）を上限として新たに設定  
※ 1 438万円を寄附した場合の特例控除額。寄附額に上限はない。（特例控除額の上限を超えた場合であっても、基本分の控除の適用あり）  
※ 2 令和9年寄附分から適用
- 寄附金活用可能額の割合を60%以上と設定（※3）するとともに、用途を公表  
※ 3 令和8年指定から段階的に適用（R8：52.5%、R9：55%、R10：57.5%、R11：60%）
- 指定取消期間を3年以内（現行：2年）とするとともに、最大5年前（現行：最大2年前）の違反事案について取消対象とする  
※ 4 令和8年4月1日から施行（一部、同年10月1日施行）

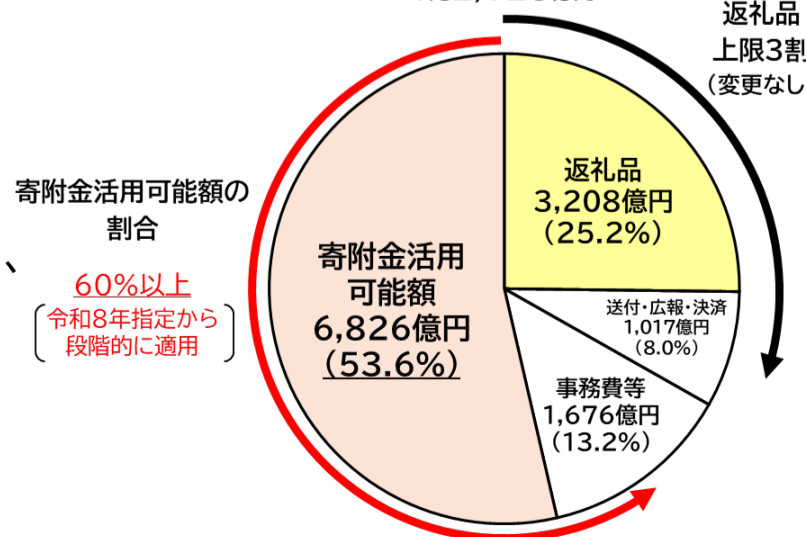
給与収入1億円の方が438万円寄附した場合の控除イメージ



※ 独身又は夫婦共働き（給与収入のみ、住宅ローン控除等を受けていない方）の場合

寄附金活用可能額の割合

令和6年度受入実績  
1兆2,728億円



返礼品  
上限3割  
(変更なし)

## 2. 個人住民税（続き）

### 道府県民税利子割に係る清算制度の導入

- インターネット銀行等の利用拡大を踏まえ、金融機関が口座所在地の都道府県に税を納入する現行の仕組みは維持しつつ、都道府県間で個人に係る所得金額を基準に税収帰属を調整する清算制度を導入

※1 利子割税収（清算後）の6割は都道府県が市区町村に交付

※2 令和8年度分の利子割から適用

## 3. 主な税負担軽減措置

[原則：令和8年4月1日施行]

- 大胆な設備投資の促進に向けた税制（法人住民税・法人事業税）  
法人税において大胆な設備投資の促進に向けた税制が創設されることに伴い、法人住民税・法人事業税において法人税に準ずる措置を講ずる。
- 令和6年能登半島地震に係る特例措置の創設（固定資産税・都市計画税）  
現行の災害対応のための常設措置（住宅用地特例の継続適用）の適用期限終了後も被災者支援を継続するため、同一内容の特例措置を創設（令和9年度分までの2年度分）
- 新築住宅に係る特例措置の拡充・延長（固定資産税）  
床面積要件の下限を40㎡以上（現行：50㎡以上）に引き下げる（※1）とともに、一定の災害ハザードエリアを特例対象外とする立地要件の見直し（※2）を行った上、適用期限を5年延長  
※1 床面積要件は政令で規定。  
※2 令和11年4月1日から施行。
- バリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂等に係る特例措置の拡充・延長（固定資産税・都市計画税）  
対象を特別特定建築物全般に広げ、特例率（現行：1/3）を市町村の判断により1/2まで拡充できることとした上、適用期限を3年延長
- 再生可能エネルギー発電設備に係る特例措置の拡充・延長（固定資産税）  
ペロブスカイト太陽電池及び洋上風力発電設備に係る特例率を拡充するなど重点化を図った上、適用期限を3年延長
- 物流総合効率化法の認定計画に基づき取得した事業用資産に係る特例措置の拡充・延長（固定資産税・都市計画税）  
対象を中継輸送機能等を有し、広く共同利用可能な物流拠点施設とした上、適用期限を2年延長
- 重点医師偏在対策支援区域で承継・開業する診療所に係る特例措置の創設（不動産取得税）  
重点医師偏在対策支援区域のうち一定の区域において、診療所の用に供する不動産（※）について、課税標準を価格の1/2とする特例措置を創設  
※ 国の補助を受けて取得した不動産に限る旨を政令で規定。

## 4. その他

[原則：令和8年4月1日施行]

### 物価上昇に合わせた公的制度の基準額・閾値の点検の結果を踏まえた見直し

- 物価指数等の上昇を踏まえ、不動産取得税等の免税点を引き上げる。